官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三）　一
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一四〇）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一七二四～一七二九）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇一一、一〇一二）　五
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一〇一三）　五
○道路に関する件（東北地方整備局八六）　六
○道路に関する件（九州地方整備局一二五、一二六）　六
〔国会事項〕
内閣府　六
〔人事異動〕
内閣府　六
〔官庁報告〕
官庁事項　六
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　六
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　六
保障契約証明書の無効について（沖縄総合事務局）　六
国家試験　六
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　七
〔公　告〕
諸事項　七
官庁　七
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　七
裁判所　七
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　二七

省令

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第三号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第十九条第一項、第二項第九号及び第三項第四号の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十七日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（申請書の記載事項） **第二条**　法第十九条第二項第九号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（特定農畜水産物等が第四条第一号又は第二号に該当する場合にあっては第八号から第十四号までに掲げる事項を、第四条第三号又は第四号に該当する場合にあっては第六号及び第七号に掲げる事項を除く。）とする。 一・二　（略） 三　特定肥飼料等の原材料となる食品循環資源及びそれ以外の原材料の種類及び量 四・五　（略） 六　特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に利用される特定肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の種類及び量	（申請書の記載事項） **第二条**　法第十九条第二項第九号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源及びそれ以外の原材料の種類及び量 四・五　（略） 六　特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に使用される特定肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の種類及び量